



令和9年4月 認定こども園（2号利用）の利用申込みについて

このリーフレットは、認定こども園の2号利用の制度を整理したものです。認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持った、教育と保育を一体的に行う施設です。練馬区内にある 4園の認定こども園は、教育に加え、保育の利用（2号利用）が可能です。

認定こども園は教育標準時間認定（1号・教育を必要とする世帯）と保育認定（2号・保育を必要とする世帯）のいずれかに認定された方が利用できます。 保育認定を受けるためには、利用希望時間帯に保育を必要とする要件があること（保護者の就労など）が必要です。

1 練馬区内の認定こども園

園名	住所	電話番号	募集予定人数
石神井南幼稚園	下石神井4-21-23	03-3995-4373	新3歳児 26人 新4・5歳児 0人※
南 光 幼稚園	富士見台4-11-3	03-3990-5171	新3歳児 25人 新4・5歳児 0人※
りっこう幼稚園	小 竹 町2-43-12	03-3972-1152	新3歳児 20人 新4・5歳児 0人※
高 松 幼稚園	高 松6-16-28	03-3996-8101	新3歳児 16人 新4・5歳児 0人※

※ 新4・5歳児クラスは、在園児の退園等で欠員が生じた場合にのみ選考を行います。

在籍数の変動によって、募集予定人数に変更が発生する場合があります。

2 認定区分の内容

認定区分	児童の学齢	対象の家庭	認定こども園の詳細	
1号(教育標準時間認定)	3～5歳	教育を希望する世帯	HP 	youtube 
2号(保育認定)	3～5歳	保育を必要とする世帯		

3 認定こども園（2号利用）の選考について

👉 **ここが重要！** 認定こども園の選考は、第1希望を認定こども園とする方を優先します。

👉 **ここが重要！** 第1希望を認定こども園とする方と、認定こども園を第2希望以下とする方では、申込方法が異なります。

第1希望	第2希望以下		各認定こども園で配布される 専用フォームから申込み	通常の保育園の入園申請
認定こども園（単願）	—		必要	—
認定こども園	保育園等		必要	※
保育園等	認定こども園		—	必要

お申込みは、原則オンライン申請のみです。各認定こども園専用フォームをご用意していますので、希望する認定こども園で配布される「二次元コード」を受け取って申し込んでください。

※優先選考非内定時に4月1次から保育園等を併願する場合、この専用フォームから第2希望以下の保育園等を申込みことができます。

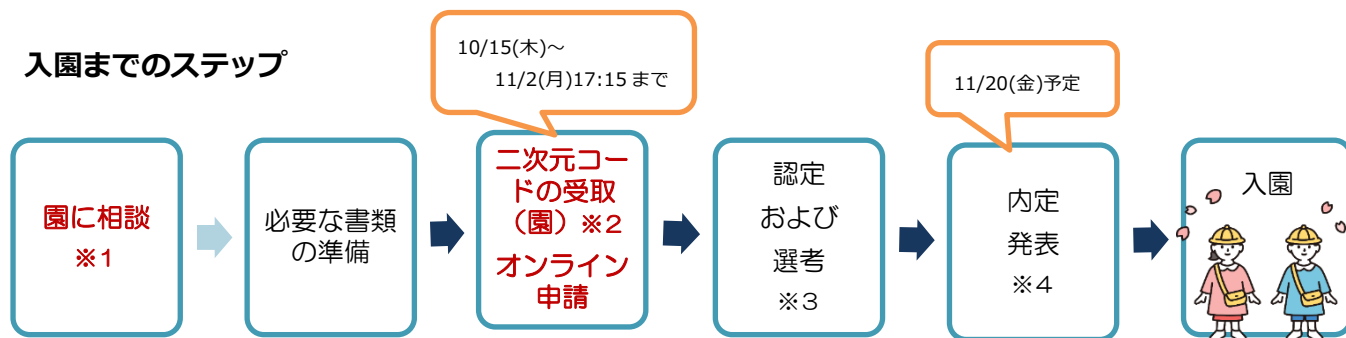
もしくは11月6日(金)17:15までに別途変更届のみ追加提出いただいても、第2希望以下の保育園等の受付が可能です。

4 優先選考申込時のスケジュール ◆認定こども園（2号利用）

時期	概要
10月15日(木)	二次元コードの配付開始
10月15日(木)～ 11月2日(月) 17時15分締切 ※厳守	オンライン申請期間（認定こども園専用フォーム）
11月6日(金) 17時15分締切	併願する保育園等の希望園変更申請期間 （4月1次選考の変更届フォームで提出してください）
11月20日(金)予定	内定者発表

※保育園等のお申込みは、10月1日～11月6日です。詳細は「保育利用のご案内」を確認ください。

5 入園までのステップ



- ※1 **必ず希望園に事前にご相談しましょう。**(園の雰囲気や保育園との違いを十分に理解したうえでお申込みいただくことをおすすめします) 園が説明会を開いている場合もありますので、事前にご確認ください。
- ※2 **希望する認定こども園専用フォームに申し込むための「二次元コードのご案内」を希望園で受け取りましょう。**
- ※3 認定こども園専用フォームに申請のあった申込者は保育課でとりまとめ、保育の必要性の認定を行い、利用調整を行います。選考は、その児童の保育を必要とする状況に応じて、**指数の高い順に内定**します。(指数の考えかたについては、「保育利用のご案内」をご確認ください。)
- ※4 認定こども園に内定した場合、その他保育園等の利用申込みがあったとしても、自動的に取り下げになります。**認定こども園に内定しなかった場合、引き続き4月1次選考へ繰り越し**となります。

6 申込時の注意点

- お申込みは、原則オンライン申請のみとなります。
オンラインでの提出が難しい場合は、練馬区保育課入園相談係にご相談ください。(締切日を考慮し、余裕を持ってご相談ください)
- 複数の認定こども園に申し込んだ場合、申込みは全て無効になります。
- 認定こども園に内定した場合、保育園等の利用申込みはできません。すでに保育園等の申込書を提出されていた場合には保育園等の申込書は取り下げになります。認定こども園の内定を辞退した場合、再度お申込みできるのは4月2次利用調整からとなりますのでご注意ください。(内定辞退届の提出が必要です。)
- 3人以上の児童の入園申込みを行う際はオンライン申請フォームを2回送信してください(例: 申請①児童 A&児童 B、申請②児童 C…)
- 練馬区外から申込みの方も、オンラインで申請することができます。
※中野区在住で、練馬区へ転入予定のない方は、別途、中野区への申請が必要です。提出書類や申請方法など詳細は、中野区役所へ直接お問い合わせください。
- 申込みに必要な書類などは「令和9年度保育利用のご案内」をご確認ください。
締切日(11月2日(月)17:15)を過ぎてから提出された書類は優先選考に一切反映することができません。
『就労証明書』等、勤務先によっては作成に時間を要するものもありますので、余裕をもってご準備をお願いします。入園後の必要な諸費用等については、園に直接お問い合わせください。
- 認定こども園への必要書類の提出や面談が済んでいても、保育課への申請が締切日までにされていない場合は選考対象外となります。ご注意ください。



【担当】

園の教育方針や保育時間などに関すること
申込方法、必要書類、利用調整に関すること
保育の必要性の認定に関すること

- ・・・各認定こども園
- ・・・保育課入園相談係 (03-5984-5848)
- ・・・保育課保育認定係 (03-5984-1479)